答 申 第 2 1 7 号 平成 1 8 年 3 月 2 3 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について(答申)

平成17年8月17日付け健指第722号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された平成17年6月29日付け健 指第504号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について 答 申

## 1 審査会の結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

## 2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年6月29日付け健指第504号で行った行政文書 不開示決定(以下「本件決定」という。)の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会(以下「鋸南町社協」という。)が関与しているから、健康福祉指導課が何もしていないことはない。保険指導課の業務であるとし、故意に何もしていないとすれば、それは健康福祉指導課職員の重過失となる。イ 鋸南町独自の通所介護事業を介護保険の通所介護事業と偽って介護報酬の不正受給をしている鋸南町を放置している県職員らに重過失があるのは、故意にしているから明らかとなる。重過失とならないよう県職員らは、何らかの対策をしているはずで、それが対象文書である。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 健康福祉指導課が所掌している事務上、異議申立人が請求する行政文書については、 作成又は取得していない。
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条第1項で、社会福祉法人は毎会計年度終了後3月以内に前会計年度における事業の概要、収支計算書等を所轄庁に届けなければならないと規定されており、鋸南町社協から健康福祉指導課に提出された事業概要、事業収支計算書を確認したところ違法行為はない。

従って、異議申立人の「鋸南町社協が関与しているから、健康福祉指導課が何もしていないことはない。保険指導課の業務であるとし、故意に何もしていないとすれば、それは健康福祉指導課職員の重過失となる。」との主張は理由がない。

(3) 上記2(2) イについては、健康福祉指導課が所掌している事務上、本件決定に関わる異議申立ての理由にはあたらない。

## 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年5月31日付けで「通所介護事業者の 鋸南町の違法行為がいつまでなのかについてわかる書類」の行政文書開示請求(以下 「本件請求」という。)を行った。

これに対し、実施機関は、開示請求書に「(健指分)」と表記されていることから、 健康福祉指導課が保有する行政文書を対象とした請求であり、また、通所介護事業者 である鋸南町の通所介護事業に係る違法行為がいつまでなのかについてわかる文書 の開示を求める趣旨であると解釈し、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文 書を保有していないため、本件決定を行った。

## (2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。 実施機関は、健康福祉指導課が所掌している事務上、本件請求に係る行政文書は作 成又は取得していないため、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明する。

そこで、千葉県組織規程(昭和32年千葉県規則第68号)を確認したところ、確かに、介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関する事務は、保険指導課(医療整備課において所掌するものを除く。)及び医療整備課(介護老人保健施設に係るものに限る。)が所掌しており、健康福祉指導課が所掌する事務ではないことが認められる。

したがって、健康福祉指導課が介護保険法の施行に関する事務を所掌していないと 説明し、また、同課が保有する行政文書中の通所介護事業者の鋸南町の違法行為がい つまでなのかについてわかる書類の開示を求めるという異議申立人の請求の趣旨を満 たす文書の存在も確認できないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらず、本 件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

#### (3) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、上記判断に直接関係するものではないことから、当審査会は 判断しない。

## (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

# 別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容		
17. 8.17	諮問書の受理		
17. 9.22	実施機関の理由説明書の受理		
18. 2.20	審議		

# (参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

	氏	名		職業等	備考
岩	間	昭	道	千葉大学大学院専門法務研究科長	部会長職務代理者
大	田	洋	介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐	野	善	房	弁護士	
福	武	公	子	弁護士	

(五十音順:平成18年2月20日現在)